



福島医発第 405 号 (総)

平成 24 年 5 月 9 日

各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成 17 年 3 月 24 日付医政発第 0324007 号厚生労働省医政局長通知)が一部改正され、平成 24 年 4 月 1 日から適用された旨日本医師会より周知方依頼がありました(ただし、入出国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 76 号)を踏まえた、「4 必要書類」の改正については、平成 24 年 7 月 9 日から適用)。

改正の概要につきましては下記の通りであります。つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 医師国家試験受験資格認定について

- (1) 受験資格認定の要件として、医学校の教育年限は 6 年以上必要であったが、教育年限が 5 年であっても、5,500 時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には、基準を満たすものとする。
- (2) 申請者が医師免許を取得した国において医師国家試験制度が確立されていなくともよい。

(3)日本語診療能力調査について、患者の現病歴や身体所見等の医療情報の収集、また、その所見を医療従事者に適切に説明することができるかに着目した調査項目を新たに追加する。

(4)受験資格認定の申請の際に必要な書類の一部(卒業した医学校の施設現況書、卒業した外国医学校のパンフレット)を原則として提出不要とする。

2. 医師国家試験予備試験受験資格認定について

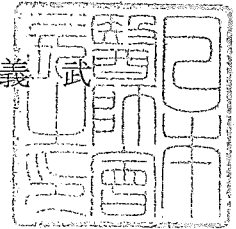
(1)医師国家試験受験資格認定の改正に合わせて、「当該国の医師免許を取得する場合の国家試験制度」の項を削除し、受験資格認定の際に必要な書類の一部を原則として提出不要とする。

以上

日医発第36号(生3)
平成24年4月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武



「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医道審議会医師分科会医師国家試験改善検討部会においてとりまとめられた報告書につきましては、平成23年6月15日付け(生27)にてお送りいたしました。

当該報告書におきましては、外国の医学校を卒業し、または外国において医師免許を得た者が我が国の医師国家試験を受験するに当たり、現行の受験資格の認定基準を見直す必要性があることが提言されておりましたが、今般、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成17年3月24日付け医政発第0324007号厚生労働省医政局長通知)が一部改正され、平成24年4月1日から適用されました(ただし、入出国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)を踏まえた、「4 必要書類」の改正については、平成24年7月9日から適用)。

改正の概要は下記のとおりであります。つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 医師国家試験受験資格認定について

- (1) 受験資格認定の要件として、これまでは、医学校の教育年限が6年以上必要であったところ、教育年限が5年であっても、5,500時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には、当該基準を満たすものとする。

- (2) 申請者が医師免許を取得した国において医師国家試験制度が確立していることという要件を廃止する。
- (3) 日本語診療能力調査について、患者に対して具体的な説明を行いながら適切に身体所見をとることができるか、また、その所見を医療従事者に適切に説明することができるかに着目した調査項目（診察する能力）を新たに追加する。
- (4) 受験資格認定の申請の際に必要な書類の一部（卒業した医学校の施設現況書、卒業した外国医学校のパンフレット）を原則として提出不要とする。

2. 医師国家試験予備試験受験資格認定について

- (1) 医師国家試験受験資格認定の改正に合わせて、「当該国の医師免許を取得する場合の国家試験制度」の項を削除し、受験資格認定の際に必要な書類の一部を原則として提出不要とする。

以上

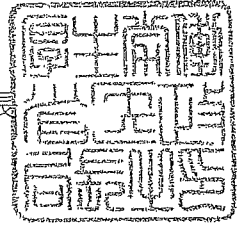
(添付資料)

- 1. 「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について
(平成24年4月5日医政発0405第2号 日本医師会長宛 厚生労働省医政局長通知)
- 2. 「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について
(平成24年4月5日医政発0405第1号 厚生労働省医政局長通知)

医政発 0405 第 2 号
平成 24 年 4 月 5 日

社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知したので、御了知いただきますようお願いいたします。

医政発 0405 第 1 号
平成 24 年 4 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

今般、平成 23 年 6 月 9 日に公表された医師国家試験改善検討部会報告書において、現行の受験資格の認定基準を見直す必要性があることが提言されたこと、及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成 21 年法律第 76 号。以下、「改正法」という。）により外国人登録制度が平成 24 年 7 月 9 日に廃止されること等を踏まえ、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」（平成 17 年 3 月 24 日付け医政発第 0324007 号厚生労働省医政局長通知）の一部を下記のとおり改正することとした。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただき、貴管内の保健所設置市、特別区及び関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 改正内容

別紙のとおり。

2. 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日。

ただし、改正法を踏まえた、「4 必要書類」の改正については、平成 24 年 7 月 9 日から適用することとする。

別 紙 「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について 新旧対照表

新	旧
(別 添) <u>医師国家試験受験資格認定</u> 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 11 条第 3 号に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1 審査対象者 外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者 2 審査方法 以下に示す書類審査及び日本語診療能力調査の両方の認定基準を満たした者に対して医師国家試験受験資格認定を行う。 3 <u>認定基準</u> (1) <u>書類審査</u> 審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。 <u>①から⑦までの項目を満たすことを要する。</u> ① 外国医学校の修業年数 ア) (略) イ) 医学校の教育年限及び履修時間 6 年以上（進学課程；2 年以上、専門課程；4 年以上）の一貫した専門教育（4500 時間以上）を受けていること。ただし、5 年であっても、5500 時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には、基準を満たすものとする。 ウ) (略) (削除) ② 医学校卒業からの年数 10 年以内（但し、医学教育又は医業に従事している期間は除く。） ③ 専門科目の成績	(別 添) <u>医師国家試験受験資格認定</u> 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 11 条第 3 号に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1 審査対象者 外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者 2 審査方法 以下に示す書類審査及び日本語診療能力調査の両方の認定基準を満たした者に対して医師国家試験受験資格認定を行う。 3 <u>書類審査の認定基準</u> 審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。 <u>(1)から(9)までの項目を満たすことを要する。</u> (1) 外国医学校の修業年数 ア) (略) イ) 医学校の教育年限 6 年以上（進学課程；2 年以上、専門課程；4 年以上） <u>但し、インターン期間については教育年数に算入しない。</u> ウ) (略) (2) <u>専門科目の履修時間</u> <u>4500 時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること</u> (3) 医学校卒業からの年数 10 年以内（但し、医学教育又は医業に従事している期間は除く。） (4) 専門科目の成績

良好であること ④ 教育環境 大学付属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること ⑤ 当該国の政府の判断 WHO の World Directory of Medical Schools に原則として報告されていること ⑥ 当該国の医師免許取得の有無 取得していること <u>(削除)</u> ⑦ 日本語能力 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ。）の認定を受けていること <u>(2) 日本語による診療能力の調査（日本語診療能力調査）</u> 日本語を用いて診察するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、<u>現病歴や身体所見等の医療情報の収集、検査や治療の計画策定及び診断書の作成等</u>について、日本の医学校において医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。 合計点が <u>42 点／84 点以上</u>であり、かつ<u>各調査委員の評価に0点の項目がない</u>ことを要する。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ① 評価項目 <u>日常診療において関わる機会の多い主要な症候を呈した患者に対する医療面接等及び当該診療に関する記述や説明を行い、次の各領域について調査委員2名が各々四段</u>	良好であること <u>(5)</u> 教育環境 大学付属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること <u>(6)</u> 当該国の政府の判断 WHO の World Directory of Medical Schools に原則報告されていること <u>(7)</u> 医学校卒業後、当該国の医師免許取得の有無 取得していること <u>(8)</u> 当該国の医師免許を取得する場合の国家試験制度 制度が確立されていること <u>(9)</u> 日本語能力 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ。）の認定を受けていること <u>4 日本語診療能力調査の認定基準</u> 日本語を用いて診察するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、<u>患者の訴えや現症などの医療情報の収集、検査や治療の指示及び診断書の作成等</u>について、日本の医学校において医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。 合計点が <u>24 点／48 点以上</u>であり、かつ0点の項目がないことを要する。 <u>(1) 調査委員</u> <u>内科、外科、小児科、産婦人科を専門とする医師国家試験委員を各一名</u> <u>(2) 調査内容</u> <u>日本語の診療能力を調査するために必要と考えられる程度の医学に関する内容について諮問する。</u> <u>(3) 評価項目</u> <u>以下の領域について、各々四段階（3～0）の評価を行う。</u>
---	--

<u>階(3～0)の評価を行う。</u> ア) <u>聴く能力</u> 患者等及び医療従事者の話を聴き、内容を正しく理解することができるか。 イ) <u>話す能力</u> 患者等及び医療従事者に診療内容を正確に説明し、理解を得ることができるか。 ウ) <u>書く能力</u> 基本的な医療記録を日本語で適切に作成することができるか。 エ) <u>読み取る能力</u> 日本で使われる医学用語を正しく理解した上で音読することができるか。 オ) <u>診察する能力</u> 患者に対して具体的な説明を行いながら適切に身体所見をとることができるか。また、その所見を医療従事者に適切に説明することができるか。 <u>② 評価区分</u> 3……日本語で医学教育を受けた者と変わらない 2……一部に困難はあるが、診療の支障とならない 1……全体的に困難はあるが、かろうじて問題を克服することができる 0……誤解を生じる危険等、診察上の不都合がある <u>(3) その他</u> 書類審査においては基準を満たしていたが、日本語診療能力調査において基準以下であった者については、医師国家試験予備試験受験資格認定を受けることができる。 <u>4 必要書類</u> 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明</u>	ア) <u>発話力</u> 相手(患者、医師等)にわかりやすく説明または指示を与えることができるか。また、適切で誤解のない表現を選ぶことができるか。 イ) <u>理解力</u> 相手(患者、医師等)の言うことを理解することができるか。また、適切な質問を自らすることによって、疑問を克服することができるか。 ウ) <u>作文力</u> 基本的な医療記録を日本語(仮名混じりも可)で作成できるか。 エ) <u>語彙力</u> 日本で通常用いられる医学用語を理解し使用することができるか。 <u>(新設)</u> <u>(4) 評価区分</u> 3……日本語で医学教育を受けた者と変わらない 2……やや能力が劣るが、診療の支障とならない 1……困難であるが、かろうじて問題を克服することができる 0……誤解を生じる危険等、診察上の不都合がある <u>5 その他</u> 書類審査においては基準を満たしていたが、日本語診療能力試験において基準以下であった者については、医師国家試験予備試験受験資格認定を受けることができる。 <u>6 必要書類</u> 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 外国人登録原票記載事項証明書(日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本)</u>
---	--

<u>書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(7) (略) <u>(削除)</u> <u>(8)～(10) (略)</u> <u>(削除)</u> <u>(11) 外国で医師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(12) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N 1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験N 1 認定結果と成績に関する証明書</u> <u>(13) (1)から(12)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類</u> <u>① 卒業した医学校の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)</u> <u>② 卒業した外国医学校のパンフレット</u> ※作成上の注意 1 及び 2 (略) 3 <u>(7)～(10)及び(13)の①</u>については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 4 <u>(7)～(9)及び(12)</u>については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する) 5 (略) <u>医師国家試験予備試験受験資格認定</u> 医師法第 12 条に基づく医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1 及び 2 (略) 3 認定基準	(5)～(7) (略) <u>(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</u> <u>(9)～(11) (略)</u> <u>(12) 卒業した医学校の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)</u> <u>(13) 外国で医師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋</u> <u>(14) 日本の病院で研修している者の場合はその証明書</u> <u>(15) 卒業した外国医学校のパンフレット</u> <u>(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N 1 認定書と成績書の写し</u> <u>(新設)</u> ※作成上の注意 1 及び 2 (略) 3 <u>(7)～(12)</u>については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 4 <u>(7)～(10)及び(16)の書類</u>については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する) 5 (略) <u>医師国家試験予備試験受験資格認定</u> 医師法第 12 条に基づく医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1 及び 2 (略) 3 認定基準
---	---

左記の(1)から(9)までの認定基準を満たした者に対し医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。 (1) 外国医学校の修業年数 ア) (略) イ) 医学校の教育年限 5年以上(専門課程: 4年以上) <u>(削除)</u> ウ) (略) (2) 専門科目の履修時間 3500 時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること (3)～(7) (略) <u>(削除)</u> <u>(8) 日本語能力</u> 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N 1 の認定を受けていること 4 (略) 5 必要書類 <u>医師国家試験受験資格認定の「4 必要書類」と同様。</u> <u>ただし、(7)及び(11)については、外国で医師免許を取得した者のみ提出すること。</u>	左記の(1)から(9)までの認定基準を満たした者に対し医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。 (1) 外国医学校の修業年数 ア) (略) イ) 医学校の教育年限 5年以上(専門課程: 4年以上) <u>但し、インターン期間については教育年数に配慮するものとする。</u> ウ) (略) (2) 専門科目の履修時間 3500 時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること (3)～(7) (略) <u>(8) 当該国の医師免許を取得する場合の国家試験制度</u> <u>制度が確立されていなくともよい</u> <u>(9) 日本語能力</u> 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N 1 の認定を受けていること 4 (略) 5 必要書類 <u>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</u> <u>(1)～(3) (略)</u> <u>(4) 外国人登録原票記載事項証明書(日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本)</u> <u>(5) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前一月以内に発行されたものに限る。)</u> <u>(6) 写真(三枚; 申請六か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)</u> <u>(7) 外国で取得した医師免許証の写し</u> <u>(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</u> <u>(9) 卒業した外国医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書</u>
--	--

歯科医師国家試験受験資格認定 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 11 条第 3 号に基づく歯科医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～5 （略） 6 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) （略） (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約</u>	(10) <u>卒業した外国医学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書</u> (11) <u>卒業した外国医学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類</u> (12) <u>卒業した外国医学校の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)</u> (13) <u>外国で医師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋</u> (14) <u>日本の病院等で研修している者の場合はその証明書</u> (15) <u>卒業した外国医学校のパンフレット</u> (16) <u>日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級の認定書と成績書の写し</u> <u>※作成上の注意</u> 1 <u>提出書類の部数は一部である。</u> 2 <u>添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。</u> 3 <u>(7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</u> 4 <u>(7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する)</u> 5 <u>認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。</u> 歯科医師国家試験受験資格認定 歯科医師法（昭昭和 23 年法律第 202 号）第 11 条第 3 号に基づく歯科医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～5 （略） 6 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) （略） (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍</u>
--	---

<u>に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書 歯科医師国家試験予備試験受験資格認定 歯科医師法第 12 条に基づく歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～4 (略) 5_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書 看護師国家試験受験資格認定 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 4 号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略)	<u>謄本）</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し 歯科医師国家試験予備試験受験資格認定 歯科医師法第 12 条に基づく歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～4 (略) 5_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し 看護師国家試験受験資格認定 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 4 号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略)
--	--

4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～ (3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～ (15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し<u>又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書</u> 保健師国家試験受験資格認定 保健師助産師看護師法第 19 条第 3 号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1・2 (略) 3 認定基準 下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し保健師国家試験受験資格認定を行う。 (1) (略) (2) 教育科目の履修時間 外国保健師学校養成所の修業年限が 1 年以上の場合は、履修時間の合計が 28 単位以上（890 時間以上）、保健師と看護師の統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が 122 単位以上（3790 時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと	4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～ (3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～ (15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し 保健師国家試験受験資格認定 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 19 条第 3 号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1・2 (略) 3 認定基準 下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し保健師国家試験受験資格認定を行う。 (1) (略) (2) 教育科目の履修時間 外国保健師学校養成所の修業年限が 1 年以上の場合は、履修時間の合計が 28 単位以上（890 時間以上）、保健師と看護師の統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が 122 単位以上（3790 時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと <u>ただし、平成 23 年 9 月 15 日以前に申請した者については、23 単位以上（745 時間以上）、保健師と看護師の統合カリキュラムの場合は 117 単位以上（3645 時間以上）とする。</u>
--	--

(3)～(7) (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(8) (略) (9) <u>卒業した外国保健師学校養成所の卒業証明書の写し又は合格証明書（看護師学校養成所（外国のものも含む）を卒業している者の場合は、当該学校養成所の卒業証明書の写し又は合格証明書を併せて提出すること。）</u> (10)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書 助産師国家試験受験資格認定 保健師助産師看護師法第 20 条第 3 号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～2 (略) 3 認定基準 下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し助産師国家試験受験資格認定を行う (1) (略) (2) 教育科目の履修時間 外国助産師学校養成所の修業年限が 1 年以上の場合は、履修時間の合計が 28 単位以上（930 時間以上）、助産師と看護師の統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が	(3)～(7) (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(8) (略) (9) 卒業した外国保健師学校養成所の卒業証明書の写し又は合格証明書 (10)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し 助産師国家試験受験資格認定 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 20 条第 3 号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～2 (略) 3 認定基準 下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し助産師国家試験受験資格認定を行う (1) (略) (2) 教育科目の履修時間 外国助産師学校養成所の修業年限が 1 年以上の場合は、履修時間の合計が 28 単位以上（930 時間以上）、助産師と看護師の統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が
--	--

124 単位以上（3955 時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと。 (3)～(7) (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(8) (略) (9) 卒業した外国助産師学校養成所の卒業証明書の写し又は合格証明書（<u>看護師学校養成所（外国のものも含む）を卒業している者の場合は、当該学校養成所の卒業証明書の写し又は合格証明書を併せて提出すること。</u>） (10)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し<u>又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書</u> 診療放射線技師国家試験受験資格認定 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条第 2 号に基づく診療放射線技師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。	124 単位以上（3955 時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと。 <u>ただし、平成 23 年 9 月 15 日以前に申請した者については、23 単位以上（765 時間以上）、助産師と看護師の統合カリキュラムの場合は 119 単位以上（3790 時間以上）とする。</u> (3)～(7) (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(8) (略) (9) 卒業した外国助産師学校養成所の卒業証明書の写し又は合格証明書 (10)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し 診療放射線技師国家試験受験資格認定 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条第 2 号に基づく診療放射線技師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。
--	--

(1)～(3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書 歯科衛生士国家試験受験資格認定 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 12 条第 3 号に基づく歯科衛生士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書 歯科技工士国家試験受験資格認定 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 14 条第 4 号に基づく歯科技工士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。	(1)～(3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し 歯科衛生士国家試験受験資格認定 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 12 条第 3 号に基づく歯科衛生士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し 歯科技工士国家試験受験資格認定 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 14 条第 4 号に基づく歯科技工士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。
--	--

1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書 <u>臨床検査技師国家試験受験資格認定</u> <u>臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 3 号に基づく臨床検査技師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</u> 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書	1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し <u>臨床検査技師国家試験受験資格認定</u> <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 3 号に基づく臨床検査技師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</u> 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し
---	--

理学療法士／作業療法士国家試験受験資格認定

理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 11 条第 3 号及び第 12 条第 3 号に基づく理学療法士及び作業療法士法国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～4 （略）

5_ 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1)～(3) （略）

(4) 住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。

(5)～(15) （略）

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書

視能訓練士国家試験受験資格認定

視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 14 条第 3 号に基づく視能訓練士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～3 （略）

4_ 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1)～(3) （略）

(4) 住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証

理学療法士／作業療法士国家試験受験資格認定

理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 11 条第 3 号及び第 12 条第 3 号に基づく理学療法士及び作業療法士法国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～4 （略）

5_ 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1)～(3) （略）

(4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）

(5)～(15) （略）

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し

視能訓練士国家試験受験資格認定

視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 14 条第 3 号に基づく視能訓練士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～3 （略）

4_ 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1)～(3) （略）

(4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）

<u>明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N 1 認定書と成績書の写し<u>又は日本語能力試験N 1 認定結果と成績に関する証明書</u> 臨床工学技士国家試験受験資格認定 臨床工学技士法（昭和六 62 年法律第 60 号）第 14 条第 5 号に基づく臨床工学技士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N 1 認定書と成績書の写し<u>又は日本語能力試験N 1 認定結果と成績に関する証明書</u> 義肢装具士国家試験受験資格認定 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 14 条第 4 号に基づく義肢装具士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略)	(5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N 1 認定書と成績書の写し 臨床工学技士国家試験受験資格認定 臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）第 14 条第 5 号に基づく臨床工学技士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N 1 認定書と成績書の写し 義肢装具士国家試験受験資格認定 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 14 条第 4 号に基づく義肢装具士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略)
---	--

(4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し<u>又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書</u> 救急救命士国家試験受験資格認定 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 34 条第 5 号に基づく救急救命士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し<u>又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書</u> 言語聴覚士国家試験受験資格認定 言語聴覚士（平成 9 年法律第 132 号）法第 33 条第 6 号に基づく言語聴覚士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。	(4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し 救急救命士国家試験受験資格認定 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 34 条第 5 号に基づく救急救命士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し 言語聴覚士国家試験受験資格認定 言語聴覚士（平成 9 年法律第 132 号）法第 33 条第 6 号に基づく言語聴覚士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。
--	--

1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る）。</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し<u>又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書</u>	1～3 (略) 4_ 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。 (1)～(3) (略) (4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u> (5)～(15) (略) (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し
---	--